

動向紹介

スイス・カントンのエコロジー憲法の現状

前原 清隆

日本福祉大学 子ども発達学部

Ökologieverfassungen der schweizerischen Kantonen

Kiyotaka MAEHARA

Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University

はじめに

スイスでは近年、連邦憲法の全面改正（1999年）と並行して、多くのカントン（邦）でも憲法の全面改正の作業が行われた。そのほとんどですでに国民投票による承認と連邦による保障を経て新憲法が確定している⁽¹⁾。そこに含まれる多くの興味深い規定にベーター・ヘーベルレは注目しているが⁽²⁾、エコロジー憲法という観点から見た場合にも、カントンにおけるその広がりとともに一定の展開もうかがえて興味深いものがある。本稿はその現状を概観する。対象とするのは、1993年のベルン憲法を起点としてそれ以降に改正されたカントン憲法である。その理由は、ベルン憲法こそスイスにおける連邦憲法も含めたエコロジー憲法の展開におけるパイオニアだとされているからである⁽³⁾。ベルン憲法以降の各カントン憲法の全面改正の経過は以下のとおりである⁽⁴⁾。

ベルン（1993年）
アベンツェル・アウサーローデン（1995年）
テッシン（ティッチーノ）（1997年）
<連邦憲法全面改正（1999年）>
ノイエンブルク（ヌシャテル）（2000年）
ザンクト・ガレン（2001年）
シャフハウゼン（2002年）

ヴァート（ヴォー）（2003年）
グラウビュンデン（グリジオーニ）（2003年）
フライブルク（フリブール）（2004年）
チューリヒ（2005年）
バーゼル都市部（2005年）
ルツェルン（2007年）
シュヴィーツ（2009年1月現在意見聴取手続中）

本稿は連邦憲法および一部のカントン憲法を取り上げた旧稿⁽⁵⁾と重複するところが少なくないが、当面のカントン憲法全面改正が出そろった機にエコロジー憲法の現状を概観するのが目的であるので、改めて見ておくことにする。

：カントン憲法の意義

連邦国家スイスにおいて、カントン憲法にはどのような意義があるのだろうか。そもそもカントンの法的な地位はどのようなものであろうか⁽⁶⁾。カントンは国際法の意味での主権国家ではなく、国内的にも最終決定権を有するわけではない。しかし連邦憲法は、「カントンは、その主権が連邦憲法によって制限されない限りで主権を有する。カントンは、連邦に委ねられないすべての権利

を行使する」(3条)としている。連邦国家の支分邦に対して、一定の範囲内で独立の決定権限すなわち自治が保障されることは、連邦国家の憲法秩序を構成する本質的な要素に属する。カントンは、任務、財政、組織に関する自治とともに、憲法と立法に関する自治を有する。

ここで注目するのは、憲法に関する自治である⁽⁷⁾。カントンは独自の憲法を制定する権利をもつ。ただしそれは無制限ではなく、連邦憲法の枠内、とりわけ51条の規定(カントン憲法の連邦による保障)に拘束される。本条によってカントン憲法は内容の点で連邦法の一定の要請を満たさなければならず、カントンはその憲法改正を保障のために連邦議会に提出することが義務づけられている。保障によって、カントン憲法が連邦法のわくを尊重することを確保すること、および各カントンの憲法構造の同質性を達成することという機能がはたされるのである。このようなスイスの連邦制を故ペーター・サラディンは、多様性のなかの一体性を保障し、多様な少数者を保護するものだとしている⁽⁸⁾。

ところでヘーベルレは、諸カントンにおける憲法の全面改正の動向を多くのマイスターが存在する「作業場」に見立てている⁽⁹⁾。その理由は、上述のように連邦国家において憲法は本来カントンの任務だとされることから、カントン憲法は憲法的試みにとって理想的な作業場となると考えられるからである。地理的に狭い範囲においてこそ、新しい理念のためにより早く場を設け実行することが可能だと考えられるのである。そしてカントン憲法がわけても作業場の役割をになうのが、ほかならぬ環境憲法の分野だとされるのである⁽¹⁰⁾。

ヘーベルレはこのことを「実験的憲法制定」⁽¹¹⁾と呼んでもいる。つまりカントンによって確認された新しい法原理が、その後連邦によって継受され発展させられるという関係である。ヘーベルレは法思想の浸透のための理想的なフォーラムをここに見だし、この支分邦の革新能力こそが連邦国家の活力を生かすものであり、上下関係とか部分の全体への拘束といった旧来の図式ではそのことを十分にとらえきれないと言う。別言すれば、連邦憲法とカントン憲法との間およびカントン憲法相互間には、「相互作用」すなわち「相互の学習と受容のプロセス」を見ることができるのである⁽¹²⁾。

他方ヘーベルレは、後述する環境保護の責任倫理への将来世代のとりこみはいくら評価してもし過ぎることはないという観点から、スイスはヨーロッパにおける最良

の豊富な法文段階に成功しており時代の最先端を行っている⁽¹³⁾。

以上のことから、カントン憲法とりわけその環境保護規定に関心を寄せることは決して意味のないことではないと言えよう。

：前 史

ベルン憲法以前のカントン憲法における環境保護規定を、いわば前史としてみておく。カントン憲法における最も早い時期の環境保護規定としては、1960年代に改正されたニトヴァルデン(1965年)およびオブヴァルデン(1968年)のそれがある。両憲法とも、公的任務としての自然および郷土の保護に関する規定をおいている。

1970年代になると、71年の国民投票によって連邦憲法に環境保護規定が導入された。77年、フランス語圏のカントンとしては初めてジュラにおいても全面改正により環境保護規定が導入された。

1980年代以降は、さらに多くのカントンにおいて憲法改正が行われ、しかも環境保護規定がより詳細なものになってくる。アールガウ憲法(1980年)、パーゼル農村部憲法(1984年)、ゾロトゥルン憲法(1986年)は、数カ条を有している。このほかウーリ憲法(1984年)、トゥールガウ憲法(1987年)、グラールス憲法(1988年)の改正においても、環境規定が導入されている。部分改正も含めれば、ジュネーブでも81年改正によって環境保護に関する条項が追加されるとともに、その後の改正によってエネルギーに関する条項が追加されそのなかで環境保護に言及され、公共交通に関する条項のなかでも環境保護に言及されることとなった。1980年代の憲法においてこのように詳細な環境保護規定が登場する背景のひとつとしては、1984年にケルツ=ミューラーによって作成され「緑の憲法草案」と呼ばれた、連邦憲法全面改正草案⁽¹⁴⁾をあげることができよう。

オブヴァルデン憲法、ジュラ憲法およびウーリ憲法は、自然保護あるいは環境保護を公的任務または国の任務として規定しているにとどまり、文字通り前史に位置すると言える。グラールス憲法およびトゥールガウ憲法も、これらのなかでは新しい憲法ではあるが、このグループに位置づけられるであろう。ただしグラールス憲法の環境保護規定は、カントンの環境保護措置とともに、かつそれに先だって各人の環境保護義務を規定している点が

他と異なる。

それに対しアールガウ憲法は、公的任務の章で環境保護を規定していることはもとよりとして、経済や交通を環境と関連づけている点や、前文で環境に対する責任に言及し、基本権の章で学問の自由を「被造物の尊厳 (Würde der Kreatur) の尊重」と関連づけている点で (14条)、スイスにおけるエコロジー憲法の展開において重要な位置を占めている⁽¹⁵⁾。

ゾロツルン憲法は、そうしたアールガウ憲法の特徴を継承しているが、学問の自由に関して述べた点は当てはまらない。

バーゼル農村部憲法は、「自然の力およびその再生能力と人間による必要との長期的に均衡のとれた関係」をカントンとゲマインデに義務づけたことによって、持続可能性の原理の憲法におけるパイオニアと評価されている⁽¹⁶⁾。

：パイオニアとしてのベルン憲法

スイスにおけるエコロジー憲法の展開において、連邦憲法とカントン憲法との間およびカントン憲法相互間の相互作用、すなわち相互の学習と受容のプロセスという意味で最も影響力をもったとされるのは、1993年に全面改正されたベルン憲法である。ベルン憲法の思想は、新連邦憲法に採り入れられ、近年全面改正をみたカントン憲法もベルン憲法に続いていとされる。その構成は以下のとおりである。

前文

第1編：総則

第2編：基本権、社会権、社会目標

第1章：基本権；第2章：社会権；第3章：社会目標

第3編：公的任務

第1章：環境、景観および郷土色の保護

第2章：国土および建設の秩序

第3章：交通、水、エネルギーおよび廃棄物

第4章：公共の秩序および安全；第5章：社会保障

第6章：保健；第7章：教育および研究

第8章：メディア

第9章：日曜安息、文化および余暇；第10章：経済

第11章：国際協力および国際援助

第4編：国民の権利

第1章：投票権；第2章：選挙

第3章：イニシアチブ；第4章：国民投票

第5章：参加

第5編：カントンの官庁

第1章：原則；第2章：議会；第3章：政府

第4章：カントン行政；第5章：裁判所

第6編：財政秩序

第7編：自治体

第1章：一般規定；第2章：特別規定

第8編：国の教会およびその他の宗教団体

第1章：国の教会

第2章：イスラム共同体およびその他の宗教団体

第9編：憲法改正

第10編：経過規定および終末規定

ベルン憲法の成果として、基本権保障、社会的権利と社会的目標との区別、民主的手段の拡充などとともに、エコロジー憲法の分野における新しい諸原則が指摘されている。関連条項を示す。

前文は、憲法制定の意図として、すべての者が「被造物に対する責任」のなかで共に生きる共同体の形成をあげている。

総則の章では、義務に関する条項で、「将来世代に対しても自己決定の権利を保障するための共同責任」を各人に課している (8条2項)。

基本権の章では、基本権の限界に関する条項で、人間の生命および健康、民主的権利の行使、または環境に対する回復不能な損害が問題になる場合の、基本権の留保が定められている (28条1項)。

基本権各論におけるその具体化として、教育および学問の自由条項では、「学問、研究および教授にたずさわる者の、人間、動物および植物の生命の不可侵および生命の基盤に対する責任」が規定されている (21条2項)。教育・研究に関しては、公的任務の章でも、教育目標として「環境に対する責任意識の強化」があげられている (42条1項)。

環境保護条項は、公的任務の章に含まれる。「自然環境は、現在および将来の世代のために健全に保全されなければならない。国家および私人は、できるだけ自然環境に負荷を与えないように活動しなければならない」、「自然的生活基盤の利用は、その再生能力および利用可能性の保証の範囲内でのみ許される」、「カントンおよびゲマインデは、危害および負荷を及ぼす影響から人間お

よび自然環境を保護するために配慮する。さらにカントンは、遺伝子技術のプロセスおよび産物に伴うと考えられる危険からの保護のために配慮する、「カントンおよびゲマインデは、動物界および植物界ならびにその生息域を保護する」、「環境保護措置の費用は、原因者原理に基づいて負担することを通例とする」の5項を有する(31条)。

さらに、環境保護に配慮した国土・建築計画(33条)、環境適格的でエネルギー節約型の交通秩序(34条)、環境適格的なエネルギー供給、水・エネルギーの節約型利用(35条)、汚水の環境適格的な浄化、利用可能な廃棄物の環境適格的な処理(36条)を掲げている。

こうしてベルン憲法は、憲法の必須の構成要素とされてきたテーマに、将来世代に対する責任、環境法におけるその帰結としての持続可能性原則の規定を新しくつけ加えるという、「インパルス機能」⁽¹⁷⁾を果たしたのである。

ベルン憲法の注釈書で環境憲法を担当した故ペーター・サラディンは、その原則として、「持続可能性」、「優越性」、「周到性」を見ている。サラディンによれば、環境憲法はベルン憲法の「本質的で傑出した構成要素」であるだけでなく、ベルン憲法においては環境保護が憲法の「全体を貫く課題」なのである。そのことによってベルンの制憲者は、まさに環境憲法でパイオニアの役割を果たしたとされる⁽¹⁸⁾。

：カントンにおけるエコロジー憲法の展開

以下、ベルン憲法以降に全面改正されたカントン憲法について、それぞれまず全体の構成を示したうえで、エコロジー関連規定を見ていく⁽¹⁹⁾。

アペンツェル・アウサーローデン(1995年)

前文

1章：原則

2章：基本権

3章：社会権および社会目標

4章：個人の義務

5章：公的任務(1節：原則；2節：公的任務各論)

6章：国民の権利(1節：投票権；2節：国民発案；3節：参加権)

7章：投票権者

8章：官庁(1節：総則；2節：カントン議会；3節：

参事会；4節：裁判所)

9章：財政秩序

10章：ゲマインデ

11章：公法上の団体および施設

12章：国家および教会(1節：公法上の宗教団体；2節：その他の宗教団体)

13章：憲法改正

14章：終末および経過規定

アペンツェル・アウサーローデン憲法は、ベルン憲法の影響を特に強く受けているとの指摘がある。以下のようなエコロジー関連規定が見られる。

前文は冒頭で、被造物の多様性の尊重に言及している。

基本権の章では、研究と教育、正確にはその従事者を、人間、動物および植物の生命およびその生命の基盤に対する責任との関係で義務づけている(13条)。

個人の義務の章では、将来世代のために生命基盤を保全する共同の責任が盛り込まれている(26条1項)。

公的任務の章では、まず総論部分で公的任務の遂行において自然的生活基盤が保護されるべきことを規定する(27条1項)。さらに各論部分では、環境および自然の保護に関する規定において、1. 現在および将来の世代のために自然環境が健全に保全され、損なわれた場合には可能な限り修復されるべきこと、国や私人の活動はなるべく自然環境に負荷を与えないものであるべきこと、2. 動物界および植物界ならびにその生息域の多様性の保護、3. 自然的生活基盤は、その再生能力と使用可能性の保証の範囲内で利用されるべきこと、4. 自然的生活基盤の保護および廃棄物や有害物質の抑制のためのカントンとゲマインデによる指導措置の導入、5. 自己責任の奨励と自然的生活基盤保全に努める組織の支援、6. 環境保護措置の費用の原因者原理による負担、7. 有害および負荷となる排出ガスの排出源での把握、防止および可能な限りの減少について規定している(29条)。

公的任務の各論部分ではさらに、環境保護的な交通秩序(32条1項)、環境適格的な污水处理(33条2項)、環境保護的なエネルギー供給(34条1項)、再生可能エネルギーの利用(同2項)、廃棄物再利用(35条1項)などの規定のほか、教育の原則について、共生世界に関する責任の促進を規定している(36条1項)。

テッシン (ティッチーノ) (1997年)

前文

- 1部：カントンの本質および目標
- 2部：基本権および義務
- 3部：社会権および社会目標
- 4部：社会的制度
- 5部：政治的権利および義務
- 6部：選挙，国民提案および国民投票
- 7部：連邦，カントンおよび隣接国家に対する関係
- 8部：官庁 (A. 総則；B. 立法権；C. 執行権；
D. 裁判権)
- 9部：憲法改正
- 10部：経過および終末規定

前文は、「将来世代に対する責任は，自然との永続可能かつ人間的なつきあいと，人間と環境を尊重する人間的知識の適用を要求することを意識し」と述べている。

第1章カントンの本質及び目標では，カントンの目標として，「環境の固有のアイデンティティーと価値の保護」があげられている (4条1項)。

第2章基本権及び義務では，義務の条項で，「将来世代の自己決定の権利の保護」に言及されている (12条)。テッシン憲法には，社会目標としての芸術および学術研究の奨励は規定されているが，学問の自由の規定は置かれていないから，その義務づけに関するベルン憲法やアペンツェル・アウサーローデン憲法のような規定も存在しない。

第3章社会権及び社会目標では，社会目標として，自然環境を有害および負荷的な影響から保護し将来世代のために保全することがあげられている (14条1項)。

ノイエンブルク (ヌシャテル) (2000年)

前文

- 1部：総則
- 2部：基本権，社会目標および社会的任務
 - 1章：基本権；2章：社会目標および社会的任務
- 3部：国民
- 4部：官庁
 - 1章：総則
 - 2章：議会 (A. 構成；B. 権限；C. 組織)
 - 3章：政府 (A. 構成；B. 権限；C. 組織)
 - 4章：議会および政府の関係

5章：裁判所

5部：ベチルクおよびゲマインデ

1章：ベチルク；2章：ゲマインデ

6部：国家，認可教会およびその他の宗教団体

7部：憲法改正

8部：終末規定

前文では，自然環境及び将来世代に対する責任に言及されている。

第1章総則では，国とゲマインデの任務として，環境の保護および健全な保全が盛り込まれている (5条1項j号)。同条項には，他には見られない注目すべき規定が見られる。任務の履行において及び利害の衝突にさいしては，将来世代の利益を優先し，永続可能な発展および生物多様性の保持に特に配慮すると規定されていることである (5条2項)。

この規定について，ヘーベルレは，「公共の福祉を，時間の次元へと，驚くほど大胆に拡張するもの」だと評価している⁽²⁰⁾。

ザンクト・ガレン (2001年)

前文

第1編：総則

第2編：基本権，基本義務および法治国家の行為の原則

第1章：基本権；第2章：基本義務

第3章：法治国家の行為の原則

第3編：国家目標

第4編：国家の任務

第5編：政治的権利

第1章：投票権；第2章：選挙

第3章：イニシアチブ；第4章：国民投票

第5章：参加

第6編：官庁

第1章：原則；第2章：カントン議会

第3章：政府；第4章：司法

第7編：財政の秩序

第8編：ゲマインデ

第9編：公民権

第10編：公法上の宗教団体

第11編：憲法改正

第1章：改正手続；第2章：全面改正

第3章：部分改正

第12編：終末規定

前文は、「すべての被造物に関する神への責任」に言及している。

第2章基本権、基本義務及び法治国家の行為の原則においては、基本義務の原則として、「生命の基盤の保持に関する共同責任」が述べられている(6条)。

第3章国家目標では、まず環境保護の条項で、国の目標として、「人間および自然環境が有害または負荷を与える影響から保護されること」、「自然的生活基盤の再生能力が維持されること」、「原因者が負担の責任を相応に負うこと」を掲げている(16条)。農業および林業に関する条項でも、目標として、自然、人間および経済に関する多様な任務を充足しうる効率的で持続可能な農林業が掲げられている(20条)。さらに教育の条項では、「教育、学術的教授及び研究の、人間及び共生世界に対する責任」が述べられている(10条3項)。

シャフハウゼン(2002年)

1章：総則

2章：基本権、社会目標

1節：基本権；2節：社会目標

3章：国民の権利

1節：投票権および選挙権；2節：選挙

3節：国民発案；4節：国民動議；5節：国民投票

6節：参加権

4章：官庁

1節：原則；2節：任務の委託

3節：カントン議会；4節：参事会

5節：カントン行政；6節：司法官庁

5章：公的任務

1節：総則；2節：公共の安寧および安全

3節：生活空間；4節：社会保障；5節：教育

6節：文化、郷土保護および余暇；7節：経済

6章：財政秩序

7章：ゲマインデ

8章：教会および宗教団体

9章：憲法改正

10章：経過および終末規定

シャフハウゼン憲法は、前文はもたない。

総則では、「責任及び義務」という条項が置かれ、各

人の「環境に関する共同責任」に言及される(6条2項)。総則のなかに、「持続可能性」という条項も置かれ、「現在及び将来の世代のニーズをも考慮した、エコロジック的、経済的及び社会的発展」をめざす旨が述べられている(9条)。

公的任務の章では、生活空間に関する一節が設けられ、環境、自然保護の項目で自然環境の保護や自然的生命基盤と種の多様性の持続的な維持、環境適合的な技術、環境保護措置の費用の原因者負担原則を規定している(81条)ほか、土地計画(82条)、交通(83条)、水、エネルギー、廃棄物処理の問題(84条)が環境と関連づけて規定されている。教育に関する項目では、教育の目標として、環境に関する責任の促進が盛り込まれている(88条)。

ヴァート(ヴォー)(2003年)

前文

1部：総則および原則

2部：基本権

3部：国家およびゲマインデの任務および責任

1章：原則；2章：司法、調停および安全

3章：教育

4章：自然遺産および文化遺産、文化およびスポーツ

5章：土地計画、エネルギー、交通および通信

6章：経済；7章：社会政策および保健

8章：外国人の統合および市民権の付与

9章：団体生活および名誉職活動

10章：人道援助および開発協力；11章：将来問題

12章：国家およびゲマインデの責任

4部：国民

1章：政治的権利；2章：選挙

3章：国民発案および国民投票(A.国民発案；B.国民投票)

4章：公的生活への参加

5部：官庁

1章：総則

2章：議会(A.原則；B.構成；C.組織および議員の地位；D.権限)

3章：参事会(A.原則；B.構成；C.組織；D.権限)

4章：裁判所(A.総則；B.カントン裁判所；C.憲法裁判所)

6部：ゲマインデおよびベチルク

1章：ゲマインデ

A. 総則

B. 政治組織 (a. 総則；b. ゲマインデ議会または総評議会；c. ゲマインデ政府)

C. ゲマインデ連合

2章：ゲマインデ，ゲマインデ連合および合併体の協力

3章：ベチルク

7部：財政秩序

1章：総則；2章：会計検査院

3章：課税およびゲマインデ間の負担の均衡

8部：教会および宗教団体

9部：憲法改正

10部：経過および終末規定

前文には、「将来世代の揺籃としての被造物を尊重する調和ある社会」という興味深い表現を見いだすことができる。

総則及び原則の章では、国家の目標及び原則の条項で、国家の目標として、自然的生命基盤の保護、天然資源の永続的保護とともに、将来世代の利益の保護があげられている(6条1項)。自己責任の条項では、「将来世代が自己の将来について自ら決定する可能性を保障する共同責任」に言及されている(8条2項)。

国家およびゲマインデの任務および責任の章には、自然遺産および文化遺産ならびに環境の項目で、自然環境の保護、植物界および動物界ならびにその自然的生息域の多様性の保護について規定されている(52条)。土地計画、エネルギー、交通および通信の項目においては、水やエネルギーの供給が環境保護と関連づけられ(56条2項)、再生可能エネルギーの利用と開発の促進(同3項)について規定されていると同時に、核エネルギーの放棄の努力(同4項)に言及されている点が注目されよう。経済の項目では、農林業が環境と関連づけられている(59条1項)。

ヴァート憲法の最大の注目点は、国家及びゲマインデの任務及び責任の章に、「将来問題」との標題をもつ項目が置かれていることである。すなわち第3部第11章第72条の、「国は将来に備えるため将来問題に関する委員会(ein Gremium für Zukunftsfragen)を招聘する」との規定である。

ヘーベルレはこれを、「一種の将来予防(Zukunftsvorsorge)」の制度化と位置づけ、「センセーショナルな新しさ」を見いだしている。ただし「ユートピア的な性格」との評価を付け加えているが⁽²¹⁾。

グラウビュンデン(2003年)

前文

1章：総則および国家の活動の原則

2章：基本権および社会目標

3章：政治的権利

1節：総則；2節：国民発案；3節：国民投票

4節：政党

4章：官庁および裁判所

1節：総則

2節：議会(A. 組織；B. 任務)

3節：政府(A. 組織；B. 任務；C. 行政)

4節：裁判所

5節：連邦における参与権の行使

5章：カントンの構成

1節：ゲマインデおよび地方自治体の協力

A. ゲマインデの種別

B. 地方自治体の協力および連合

C. 地位および組織

2節：クライス、ベチルクおよび地域団体

A. カントンの地域の区画

B. 法的地位および任務；C. 組織および監督

6章：公的任務

1節：総則；2節：公共の秩序の保障

3節：土地計画、環境、エネルギー、交通および通信

4節：経済；5節：社会保障、保健および家族

6節：教育、文化および余暇；7節：国際協力

7章：財政秩序

8章：国家および教会

9章：憲法改正

10章：終末規定

前文は、「共に生きる人間及び自然に関する神への責任の意識」、および「将来世代のために健全な環境を保持する努力」に言及している。

総則及び国家行為の原則の章では、個人的および社会的責任の条項を置き、「生命基盤の保持に関する共同責任」に言及している(6条)。

公的任務の章では、その原則として、「公的任務の履行における自然的生命基盤の保護」があげられている(75条4項)。その上で、各論の土地計画、環境、エネルギー、交通および通信の項目で、土地計画の条項では、カントン領域の持続可能な利用および開発に努力し、そのさい人間および環境のニーズを考慮することを規定している(80条)。環境保護、自然および郷土の保護の条項では、カントンは人間および自然環境を有害および負荷的な影響から保護するための連邦法律を執行することや、費用の原因者負担(81条1項)、カントンおよびゲマインデは動物界および植物界ならびにその生息域の保護および保存のために配慮すること(同条2項)について規定している。経済の項目では、経済政策の条項で持続可能な経済に言及している(84条1項)。

フライブルク (フリブール) (2004年)

前文

1部：総則

2部：基本権および社会権

1章：基本権；2章：社会権；3章：効力および制限

3部：政治的権利

1章：カントンの事項における政治的権利

2章：ゲマインデの事項における政治的権利

4部：公的任務

5部：財政秩序

6部：官庁

1章：総則；2章：議会；3章：参事会；4章：司法

7部：ゲマインデおよび地域の構成

8部：市民社会

9部：教会および宗教団体

10部：憲法改正

11部：終末規定

前文は、「将来世代に対する責任」の意識、および「環境を尊重する社会建設の努力」に言及している。

総則では、国家目標として「環境保護」および「持続可能な発展」をあげ(3条)、義務の条項で「将来世代に対する共同責任」(7条2項)に言及している。

基本権及び社会権の章では、学問の自由の条項で「人間、動物および植物ならびにその生命基盤に対する責任」(22条2項)に言及している。本条に対しヘーベルレは、かっさいに値する新たな段階の条項とのコメントを付し

ている⁽²²⁾。

公的任務の章では、「世代間の関係」という標題の条項をおき、「世代間の理解と連帯の促進」(62条)を規定していることが興味深い。教育の条項では、教育目標として「環境に対する責任感」(64条2項)に言及している。自然環境の保護や再生可能エネルギーの利用および開発の促進(71条)、および自然や動植物の多様性とその自然の生息域の保護の条項(73条)のほか、農林業をその「保護とエコロジーと利用と福祉の機能において」連邦と協力して奨励し支援する(74条)との興味深い規定も置かれている。

なお環境関連規定ではないが、フライブルク憲法のユニークな点として、第8章「市民社会」という類例のない章をおき、公的な利益を有する市民社会の組織の支援を定め、団体や政党に関する規定をおいている。ヘーベルレは、この点でフライブルクはパイオニアであり「立憲国家の作業場における『小スイス』の創造性」を発揮していると評価している⁽²³⁾。

チューリヒ (2005年)

前文

1章：基礎

2章：基本権

3章：社会目標

4章：市民権

5章：国民権 (A. 投票権および選挙権；B. 発案権；C. 国民投票；D. 立法；E. 民主的参加)

6章：官庁 (A. 総則；B. カントン議会；C. 参事会；D. 司法；E. その他の官庁)

7章：ゲマインデ (A. 総則；B. ゲマインデの協力；C. 監督)

8章：公的任務 (A. 総則；B. 公的任務の委任；C. 任務)

9章：財政

10章：教会その他の宗教団体

11章：憲法改正

12章：経過規定

前文は、「被造物に対する責任」に言及している。

基礎の章では、「持続可能性」という標題の条項が置かれ、カントンおよびゲマインデの「生命基盤保全のための配慮」、および「将来世代に対する責任のために、

エコロジー的、経済的および社会的に持続可能な発展の義務を負う」ことが規定されている(6条)。

公的任務の章では、公的任務に関する原則として、「公的任務の持続可能な履行」(95条2項)があげられている。そのうえで環境保護の条項が置かれ、環境保護、費用の原因者負担、持続可能な技術などについて規定している(102条)。また自然保護の条項で、動物界および植物界の保護(103条1項)について規定しているほか、環境適合的な交通秩序(104条1項)や、環境保護的なエネルギー供給(106条1項)、持続可能な農林業(108条)についても規定している⁽²⁴⁾。

パーゼル都市部(2005年)

前文

1章：総則

2章：基本権および基本権目標

3章：国家の目標および任務

4章：市民権および国民権

1節：市民権；2節：投票権；3節：選挙

4節：国民発案；5節：国民投票；6節：参加

5章：カントンおよびゲマインデ

1節：ゲマインデ総則；2節：ゲマインデ自治

3節：市民ゲマインデ

4節：カントンの組織および地位

6章：官庁

1節：原則；2節：議会；3節：参事会および行政

4節：裁判所

7章：財政秩序

8章：教会および宗教団体

1節：公法上の認可教会および宗教団体

2節：その他の教会および宗教団体

3節：共通規定

9章：憲法改正

10章：経過規定

前文は、被造物に対する責任に言及している。

総則では、基本義務及び責任という標題の条項で、環境に対する責任に言及している(6条2項)。

国家目標及び国家の任務の章では、国家行為の基準という標題の条項で、将来世代のニーズに対応し、かつ将来世代のエコロジー的、経済的及び社会的なニーズ及び自らの生活様式を選択する可能性を害しないような、自

然的生命基盤の保全及び持続可能な発展の保持のために努力することが規定されている(15条2項)。教育の原則の条項では、教育目標として、共生世界に対する責任意識に言及されている(17条)⁽²⁵⁾。環境保護の規定(33条)が置かれるとともに、交通政策、エネルギーや土地利用を環境と関連づけた規定が置かれている(30条1項, 31条1項, 34条1項)。

パーゼル都市部の憲法には、全体の構成の点でも、ユニークなところがある。第2章基本権および基本権目標において、「基本権目標(Grundrechtsziel)」という新たなカテゴリーが導入されていることである。ヘーベルレの指摘によれば基本権目標は、社会目標と同様、提訴可能な基本権をこえる「基本権政策的な」目標として文献的には以前から議論されてきたものだとされる⁽²⁶⁾。

ルツェルン(2007年)

前文

1章：総則

2章：基本権

3章：カントンおよびゲマインデの任務

4章：政治的権利および市民権

1節：政治的権利(a.投票権；b.選挙；c.発案；d.投票；e.参加)

2節：市民権

5章：官庁

1節：総則

2節：カントン議会(a.組織；b.任務)

3節：参事会(a.組織；b.任務)；4節：裁判所

5節：オンブズ機関

6章：ゲマインデ

7章：財政秩序

8章：宗教団体

9章：憲法改正

10章：終末規定

前文は、「自然に対する責任」に言及している。

総則でも、個人の責任の条項で、「生命基盤の保全に関する共同の責任」(3条2項)に言及している。

カントンおよびゲマインデの任務の章では、任務のひとつとして「環境保護」(11条h号)があげられるとともに、任務の原則として「自然的生命基盤の保全」の尊重(12条3項)があげられている。

シュヴィーツ (意見聴取手続実施中)

前文

1章：基礎

2章：基本権

3章：国家活動の方針 (A.原則；B.国家活動各論)

4章：国民権

A. 前提；B. 選挙

C. カントンの事項に関する発案

D. カントンの事項に関する投票

E. 地域の事項に関する国民権

F. 目的団体の国民権；G. その他

5章：官庁 (A. 原則；B. カントン議会；C. 参事
会および行政；D. 司法；E. オンプズ機関)

6章：団体 (A. ベチルクおよびゲマインデ；B. 組
合)

7章：財政

8章：国家および教会

9章：憲法改正

10章：終末規定

前文では、「神と共に生きる人間と自然に対する責任」のために、「未来に開かれて」憲法を制定すると述べている。意見表明のための解説は、この責任について「環境に対する責任」と説明している。

第1章「基礎」では、「革新と持続可能性」との見出しが付された条項で、「社会と国家は、未来と革新に対して開かれている」、「社会と国家は、あらゆる分野において持続可能な解決に尽力し、将来世代に負担を与えるような決定を回避する」と規定している(8条)。意見聴取のための解説では、カントンの発展は長期に向け、委託された自然的生活基盤を保護し、将来世代を考慮して行われるとされている。

「環境」については、第3章「国家の活動の方向性」のB「国家の活動・各論」に3項からなる規定を置いている(24条)。

第1項「国家は、自然環境を有害および不都合な影響から保護する。」

第2項「国家は、自然的生活基盤の儉約的利用に配慮する。」

第3項(略)

解説では、「将来世代への配慮は、自然を保護するように扱い、将来世代の負担となるような侵害を行わない」

と述べられている。

ここではまた「水およびエネルギー」の条項でも、「環境適合的な水およびエネルギー供給」への配慮に関する規定が置かれている(26条)。

シュヴィーツ憲法は、2009年1月いっぱい、意見聴取手続が行われている。

まとめにかえて：カントン憲法のエコロジー原理

以上の概観から、スイスのカントン憲法におけるエコロジー原理として抽出できる事項を整理しておこう。先に、「ベルン憲法は、憲法の必須の構成要素とされてきたテーマに、将来世代に対する責任、環境法におけるその帰結としての持続可能性原則の規定を新しくつけ加えるという、『インパルス機能』を果たした」とのサラディンの指摘を引用した。その意味では、ベルン憲法以降に全面改正されたカントン憲法は、例外なくそのインパルスを受けていることを確認することができるように思われる。

その結果、環境憲法(Umweltverfassungsrecht)の問題においてはスイス全体に共通の憲法の成立が語られることとなる⁽²⁷⁾。

(1) 将来世代に対する責任

憲法前文の構造および機能として、「時間の次元(すなわち過去および未来)の消化」ということをヘーベルレは指摘しているが、それは環境憲法の分野に即して見れば、まず前文における将来世代(または被造物)に対する責任というかたちで、環境保護責任の観念が表現されていることに見られる⁽²⁸⁾。先に見たとおりヴァート憲法が「将来世代の揺籃としての被造物を尊重する調和ある社会における個人の発達」と表現しているのも同じ趣旨とみなして良いであろう。

環境保護責任はさらに、本文において環境保護に関する義務または責任に関する規定というかたちでも表現されている。ベルン憲法が義務に関する条項で、「将来世代に対しても自己決定の権利を保障するための共同責任」を各人に課していることにかかわって、ほとんどのカントンで同様の規定が置かれている。ベルン憲法同様、将来世代に対する義務または責任というかたちのものと、自然的生活基盤などの保持の義務または責任というかたちのものがある。その位置づけの点では、義務または基本義務に関する独自の章を立てているアペンツェル・ア

ウサーローデンとザンクト・ガレンおよび基本権および義務の章をもつテッシンのほか、ベルン憲法と同様に総則中に義務または責任条項が置かれているカントン、および基本権に関する章に置かれているカントンに分かれる。ノイエンプルク、チューリヒおよびシュヴィーツでは、個人の環境保護の義務または責任に関する規定が置かれていない（ただし後2者も基礎の章に個人的および共同の義務ならびに自己責任および共同責任という一般的な条項はおいているが）。

国家（またはカントン）または社会の任務、目標としての環境保護規定は、すべてのカントン憲法に置かれている。

(2) 持続可能性

将来世代に対する責任の観念の帰結としての持続可能性を、サラディンはベルン憲法のインパクトとしてあげていた。このインパクトを受けて持続可能性を標題とする規定を設けたのは、シャフハウゼン、チューリヒおよびシュヴィーツである（シュヴィーツは革新および持続可能性）。

1999年に全面改正された連邦憲法も持続可能性という標題の条項を置いた。しかしそれはカントンおよびゲマインデとの関係における連邦の権限のうち環境および土地計画に関する部分においてであった。その意味では、シャフハウゼン、チューリヒおよびシュヴィーツの憲法はそれを総則（または基礎）に置いていることからすれば、位置づけがより高められていると見るべきであろう。ただし持続可能性の規定から個人の請求権を導き出すことはできないとされている⁽²⁹⁾。

シャフハウゼン憲法が持続可能性を総則においたことをもって、ヘーベルレは最も大胆な法文段階だと評価している⁽³⁰⁾。チューリヒ憲法における持続可能性原理をケラーは「カントン憲法の重要な価値」と評価している⁽³¹⁾。持続可能性は今やヨーロッパ共通の憲法原理、さらに「今日の発展段階における立憲国家の構成要素とよぶときが熟している」と判断されている⁽³²⁾ことに注目したい。

同時に、チューリヒ憲法などにおける持続可能性規定が、連邦憲法のそれと違って、環境の分野に限定されない（エコロジー的、経済的および社会的）意義を担わされていることに注意する必要がある。エコロジー的および経済的な持続的発展が同列におかれることによって、環境保護の契機が劣位させられる危険が指摘されている

からである⁽³³⁾。

特筆すべきは、ノイエンプルク憲法であろう。国とゲマインデによる任務の履行及び利害の衝突に際しては、「将来世代の利益を優先」し、持続可能な発展及び生物の多様性の保持に特に配慮すると規定している。他に例を見ない規定である。ただし、それが実効性を伴うためには、将来世代の利益を誰が判断し、その優先をどのように確保するのか、そのための手続き的および制度的担保が求められよう。しかしそれは見られない。その意味では、後述のヴァートの構想が注目されよう。

いずれにせよかくしてスイスは、持続可能性の憲法への編入の先駆と位置づけられることとなった⁽³⁴⁾。

(3) 基本権の限界付け、教育目標としての環境保護

それとのかかわりで、エコロジーの観点から個別基本権が限界づけられている。アベンツェル・アウサーローデン憲法は、基本権の章で、研究の自由を、人間、動物および植物の生命およびその生命の基盤に対する責任との関係で義務づけている。フライブルク憲法も、基本権及び社会権の章で、学問について、人間、動物及び植物並びにその生命の基盤に対する責任に言及している。ザンクト・ガレン憲法は、国家目標の章における教育に関する条項で、教育、学術的教授及び研究を人間及び共生世界に対する関係で責任を負わせている。

他方、所有権については、同様の限界付けの規定を置いている憲法は見られない。連邦憲法の改正プロセスにおける議論の末、それが明確に退けられたことと関連するであろう。

教育条項で環境保護を教育の原則または目標として規定しているのは、アベンツェル・アウサーローデン（共生世界に関する責任）、シャフハウゼン（環境に関する責任）（88条）、フライブルク（環境に対する責任感）（64条2項）、バーゼル都市部（共生世界に対する責任意識）（17条）である⁽³⁵⁾。

(4) エコロジー評議会

カントン憲法の全面改正をめぐる議論のなかで提起された興味深い制度構想として、エコロジー評議会がある。結果的にはいずれにおいても採用されることとはならなかったが、その構想はスイスを越えて広がりを見せているという状況があるので、やや詳しく見ておく⁽³⁶⁾。

エコロジー評議会とは、サラディンらが将来世代の権

利⁽³⁷⁾を論じるなかで言及した、「後世の保護のためのオンブズマン」の制度化と理解することができる。連邦憲法の全面改正に関する論議のなかで、その設置が提案された。カントンにおける憲法の全面改正の動きのなかでも、チューリヒ、バーゼル都市部、ルツェルンなどでその憲法規定化が提案され議論の対象となった。

なかでも、チューリヒ緑の党により1994年に構想された、エコロジー評議会設置を含む「緑の憲法 (Eine Grüne Verfassung)」草案⁽³⁸⁾は興味深いものがあるので、ここで紹介したい。これについてもまず構成を示しておく。

1部：人間および環境の基本権

- A. 基本権；B. 国家活動の原則；C. 社会権
- D. 自然の権利
- E. 政治的権利 (1. 投票権および選挙権；2. 発案権；3. 投票；4. 参加)

2部：カントン官庁

- A. 総則
- B. カントン議会 (1. 地位および組織；2. 任務)
- C. 参事会 (1. 地位および組織；2. 任務；3. カントン行政)
- D. 裁判所；E. エコロジー評議会
- F. オンブズ機関
- G. 連邦における参加権 (1. 全邦院議員；2. その他の参加権)

3部：カントンの区割り

- A. ゲマインデ；B. ベチルク
- C. カントン・チューリヒと都市の関係

4部：国家の任務および国家目標

5部：財政秩序

6部：憲法改正

7部：終末規定

草案はベルン憲法をふまえていることが明示されているほか、前出の連邦憲法改正のためのケルツ＝ミュラー草案 (緑の憲法草案と呼ばれた) や、連邦憲法全面改正のなかでエコロジー評議会構想を提示したピンスヴァンガーらの論文⁽³⁹⁾をふまえているとされている。

以下、エコロジー規定に焦点を当てて見ていく。まず目次を一瞥して気づくのが、基本権に関する第1部の表題が「人間および環境の基本権」とされていることであ

る。そこには、基本権、社会権、政治的権利という一連の権利の項目、および国家活動の原則の項目とともに、「自然の権利」の項目が含まれている。自然の権利の項目は、総論条項と異議申し立て条項の2カ条で構成され、前者では自然環境の保護措置の「他の利益に対する原則的優先」や、動物や植物の「固有の法人格」および自然・環境組織によるその代行などが規定されている。後者では、自然・環境組織の異議申し立て権が規定されている。

スイスの連邦憲法およびカントン憲法の基本権規定についてヘーベルレは、全体として抑制的でありその古典的な自由理解はリベラルに過ぎると評価しているが、それらのなかで最も注目し値する大胆な試みとしてこの緑の憲法草案のこの部分をとりあげている⁽⁴⁰⁾。

さらに国の任務と目標に関する章には、環境保護の「経済的利益に対する優先」などを含む環境政策の原則の条項、予防原則、原因者原則、自由と所有権の環境による義務づけ、定期的な環境報告、汚水および廃棄物、水の供給、景観および郷土色の保護、動物および植物の保護、エネルギー供給に関する条項が置かれている。教育に関する条項では教育の目標として「自然および環境に対する責任」があげられ、学問および研究に関する条項では「エコロジーを指向した研究」の支援を定めるほか試験管受精の禁止を含む遺伝子技術研究の法規制を規定し、交通条項では環境適合的な交通秩序について、経済条項では環境を考慮した経済発展などについて規定している。

本稿で注目するのは、カントンの官庁として「エコロジー評議会 (Der Oekologische Rat)」の設置が構想され、その役割、構成、選任、任務に関する4カ条からなる項目が立てられていることである。

第74条 (作用) エコロジー評議会は、自然の代理人としてカントンの立法に参加し、環境立法を重視するために環境に関連するカントンの計画に協力する。

第75条 (構成) エコロジー評議会は、エコロジー問題の専門家15名で構成する。

第76条 (選任) エコロジー評議会の構成員は、カントン議会により選任される。構成員は、カントンの閣僚、議員、裁判官のいずれであることも認められない。

第77条 (任務) 政府は、法律案および決定が議会に送付される前にエコロジー評議会に提出する。エコロジー評議会は、議案が環境保護に関し根本的な意義を有す

る場合には、カントン議会に意見表明を作成する。

カントン議会は、意見表明を考慮して決定を行う。決定は、エコロジー評議会に送付される。それに対しエコロジー評議会が異議を提出した場合は、カントン議会は特別多数決をもってのみ原決定を発効させることができる。エコロジー評議会は、環境保護に関し根本的な意義を有するカントンの権限に属するすべての問題に対し鑑定人として意見を表明することができる。

チューリヒも含めて近年のカントン憲法の全面改正のなかでは、しかしながらこうしたエコロジー評議会構想が採用されることはなかった⁽⁴¹⁾。ただ先にもふれたとおり、ヴァート憲法は国家及びゲマインデの任務及び責任の章に「将来問題」との標題をもつ項目をおいた。国は将来に備えるため将来問題に関する委員会を招聘するとの規定である。これは未来評議会 (Zukunftsrat) を初めて規定したものだとする評価もある。未来評議会とは、エコロジー評議会または持続可能性評議会 (Nachhaltigkeitsrat) などと同義で用いられることもあるが、後二者が環境問題および資源・エネルギー問題を対象とするのに対し、前者は、環境問題に関する章やエネルギー問題に関する章とは別に章立てされていることが示すように、より広範な問題を対象とする。ルツェルンでも、同様の新たな機関の設置が問題となり、意見聴取草案に盛り込まれるところとはならなかったものの、憲法委員会の説明によれば、国家の任務に関する章の「民主的参加」の条項で青少年の政治参加の促進が盛り込まれたことが、それに代わる意味をもつとされている。

エコロジー評議会の構想はスイスを越えた広がりを見せており⁽⁴²⁾、なかでもドイツにおける基本法改正 (世代間公正法 — 基本法 20a 条の後に世代間公正に関する 20b 条を追加するなどの提案) をめぐる動向⁽⁴³⁾ はきわめて注目されるが、それについては別稿の課題としたい。

注

- (1) ただしシュヴィーツでは、本稿執筆時点では憲法委員会により 2008 年 6 月に発表された意見聴取草案に対する意見聴取手続が 2009 年 1 月末日まで行われている。新連邦憲法については小林武「スイス新連邦憲法・試訳」『南山法学』23 巻 4 号, 37 頁以下。全面改正と部分改正の区別については同『現代スイス憲法』法律文化社 1989 年, 116 頁以下。
- (2) Häberle, Peter, Neueste Schweizer Kantonsverfassungen

eine Einführung mit Dokumentationen, Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart 56 (2008), S. 279ff.

- (3) Saladin, Peter, Umweltverfassung, in: Kälin, Walter / Urs Bolz, Handbuch des bernischen Verfassungsrechts, Bern 1995, S. 71ff.
- (4) ノイエンブルク (フランス語ではヌシャテル) とヴァート (フランス語ではヴォー) は公用語はフランス語, フライブルク (フランス語ではフリブール) はドイツ語とフランス語, テッシン (イタリア語ではティッチーノ) はイタリア語, グラウビュンデン (イタリア語ではグリジオーニ) はイタリア語, ドイツ語およびレート・ロマンシュ語, それ以外はドイツ語である。ただし筆者はいずれに關してもドイツ語条文を参照した。
- (5) 拙稿「スイスのカントン憲法改正とエコロジー」『長崎総合科学大学紀要』43 巻 1 号, 51 頁以下, 同「スイスにおけるエコロジー憲法の展開」『名古屋大学法政論集』213 号, 365 頁以下。さらに 1999 年の時点でスイスを含むドイツ語圏各国の憲法におけるエコロジー規定を概観したものとて、拙稿「ドイツ語圏のエコロジー憲法構想の動向」『平和文化研究』(長崎総合科学大学長崎平和文化研究所) 22 集, 49 頁以下がある。
- (6) 小林前掲 (注 1) 『現代スイス憲法』, 26 頁以下。
- (7) Häfelin, Ulrich / Walter Haller, Schweizerisches Bundesstaatsrecht, 5. Aufl., Zürich 2001, S. 270f.
- (8) Saladin, Lebendiger Föderalismus, in: ders., Die Kunst der Verfassungserneuerung, Basel und Frankfurt am Main 1998, S. 167ff.
- (9) Häberle, Die Kunst der kantonalen Verfassungsgebung - das Beispiel einer Totalrevision in St. Gallen (1996), in: ders., Europäische Verfassungslehre in Einzelstudien, Baden-Baden 1999, S. 316ff.
- (10) Keller, Helen, Umwelt und Verfassung, Zürich 1993, S. 104.
- (11) Häberle, a. a. O. (Anm. 9), S. 331.
- (12) Nuspliger, Kurt, Wechselwirkung zwischen neueren Kantonsverfassungen und der Bundesverfassung, in: Zimmerli, Ulrich (Hrsg.), Die neue Bundesverfassung: Konsequenzen für Praxis und Wissenschaft / Berner Tage für die Juristische Praxis, Bern 2000, S. 63ff.
- (13) Häberle, Nachhaltigkeit und Gemeineuropäisches Verfassungsrecht - eine Textstufenanalyse, in: Kahl, Wolfgang (Hrsg.), Nachhaltigkeit als Verbundbegriff, Tübingen 2008, S. 187, 199.
- (14) 小林「A・ケルツおよび J・P・ミュラーによる新スイス連邦憲法草案 (1984 年) [試訳]」『南山法学』9 巻 1 号, 85 頁以下。
- (15) 前掲 (注 5) 拙稿「スイスにおけるエコロジー憲法の展開」。「被造物」という概念は、言うまでもなく「創造主」の存在を前提とするから、憲法の世俗性という問題にかかわるが、本稿では立ち入らない。Vgl. Häner, Isabelle / Markus Rüssli / Evi Schwarzenbach (Hrsg.), Kommentar zur zürcher Kantonsverfassung, Zürich / Basel / Genf 2007, S. 24ff.

- (16) Keller, a. a. O., S. 47ff., 173.
- (17) Bolz / Kälin, Die neue Verfassung des Kantons Berns, in: Kälin / Bolz, a. a. O. (Anm. 3), S. 6.
- (18) Saladin, a. a. O. (Anm. 3), S. 71ff.
- (19) 連邦憲法およびカントン憲法についてはつぎのサイトを参照することができる。
<http://www.verfassungen.de/ch/> 新連邦憲法におけるエコロジー規定については、前掲(注5)拙稿「スイスにおけるエコロジー憲法の展開」参照。
- (20) Häberle, a. a. O. (Anm. 2), S. 290.
- (21) Ebd., S. 287.
- (22) Ebd.
- (23) Ebd., S. 302f.
- (24) チューリヒ憲法の環境関連規定については以下を参照することができる。Häner u. a. (Hrsg.), a. a. O. (Anm. 15); Ettler, Peter, Umweltschutz- und Nachhaltigkeitsziele in der Zürcher Kantonsverfassung, in: Dähler, Thomas / Alfred Kölz / Markus Notter (Hrsg.), Materialien zur Zürcher Verfassungsreform 6: Individuum, Staat und Gesellschaft, Zürich 2000, S. 25ff.; Keller, Nachhaltigkeit als Verfassungsprinzip, in: Fosco, Leo Lorenzo / Tobias Jaag / Markus Notter (Hrsg.), Materialien zur Zürcher Verfassungsreform 9 : Die neue Zürcher Kantonsverfassung, Zürich 2006, S. 49ff.
- (25) パーゼル憲法の教育目標規定についてヘーベルレは、共生世界 (Mitwelt) に加えて後世 (Nachwelt) の次元を掲げるべきではなかったかとコメントしている。Häberle, a. a. O. (Anm. 2), S. 300.
- (26) Häberle, a. a. O. (Anm. 2), S. 303.
- (27) Ebd., S. 282.
- (28) 近年の憲法の前文における将来世代に対する責任の承認については、vgl. Kirste, Stephan, Die Zeit der Verfassung, Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart 56 (2008), S. 45. なお「被造物」という表現は、注15で述べたとおり、自然や環境という表現と違って「神への呼びかけ (invocatio dei)」と同じく憲法の世俗性にかかわる問題を含む。
- (29) Häner u. a. (Hrsg.), a. a. O. (Anm. 15), S. 88.
- (30) Häberle, a. a. O. (Anm. 13), S. 186.
- (31) Keller, a. a. O. (Anm. 24), S. 54.
- (32) Häberle, a. a. O. (Anm. 13), S. 200.
- (33) Keller, a. a. O. (Anm. 24), S. 63.
- (34) Kahl, Wolfgang, Staatsziel Nachhaltigkeit und Generationengerechtigkeit, Die Öffentliche Verwaltung 2009, S. 2. (カールはスイスとともにフランスをあげている.)
- (35) 旧東ドイツ地域の新州のラント憲法における教育目標規定について、将来世代に対する責任という倫理にかかわる論点を指摘した拙稿として、「旧東ドイツ地域の新五州における教育憲法思想」『名古屋大学法政論集』149号(1993年), 331頁以下がある。
- (36) エコロジー評議会についてより詳細には、拙稿「エコロジー的安全と憲法——ドイツ語圏諸国のエコロジー評議会構想」森英樹編『現代憲法における安全 比較憲法学的研究』をふまえて、日本評論社2009年, 682頁以下参照。
- (37) Saladin / Christoph Andreas Zenger, Rechte künftiger Generationen, Basel 1988.
- (38) Die Grüne Fraktion des Kantonsrates, Eine Grüne Verfassung für den Kanton Zürich, 1994.
- (39) Binswanger, Hans Christoph, Nachhaltigkeit und Verfassung, Zeitschrift für Kultur, Politik, Kirche (Reformatio) 1996, S. 300ff.
- (40) Häberle, a. a. O. (Anm. 13), S. 186f.
- (41) Häner u. a., a. a. O. (Anm. 15), S. 85.
- (42) Vgl. Tremmel, Jörg, Generationengerechtigkeit in der Verfassung, Aus Politik und Zeitgeschichte 8/2005, S. 18ff.
- (43) 法案(2006年11月9日提出)と左翼党による対案(「世代間闘争でなく社会的公正を」)およびそれに関する連邦議会での公聴会(2008年10月15日開催)について以下を参照のこと。BT-Drucksache 16 / 3399; BT-Drucksache 16 / 6599; www.bundestag.de/parlament/gremien/beiraete/parl_beirat/anhörungen/33_Sitz_pm.html/ この公聴会でもスイスの先例に言及されている。クリスチャン・カリエスはここで持続可能な発展のための独立の評議会(Nachhaltigkeitsrat)の設置を提案している。これらの提案についてはさらにvgl. Karl, a. a. O. (Anm. 34), S. 11. ドイツにおける法政策的提言についてはさらにvgl. Karl, Nachhaltigkeit und Institutionen - ein rechtswissenschaftliche Perspektive, in: ders. (Hrsg.), Nachhaltigkeit als Verbundbegriff, Tübingen 2008, S. 267ff. 2008年のドイツ国法学者大会では、「浸食される憲法の前提条件」との統一テーマのもと、「人口構成の変化と世代間公正」についても報告・討論が行われた。VVDStRL 68, Berlin 2009.